島根県報

令和７年10月３日（金）
第　６５７　号
（毎週火・金曜日発行）
https://www.pref.shimane.lg.jp/

目　　次

【告　示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定　（高齢者福祉課）　2

土地改良区の定款変更の認可　（農村整備課）　2

保安林の指定　（森林整備課）　2

大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出　（中小企業課）　3

大規模小売店舗立地法第６条第１項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出　（　〃　）　4

【公　告】

公共測量の実施（４件）　（技術管理課）　5

【特定調達公告】

令和８年度除雪機械の購入に係る一般競争入札の実施　（道路維持課）　6

島根県立中央病院における医薬品の購入に係る一般競争入札の落札者等　（病　院　局）　9

【選管告示】

個人演説会を開催することができる施設の変更　11

告　示

島根県告示第546号

介護保険法（平成９年法律第123号）第41条第１項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第１項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第１号及び第115条の10第１号の規定により告示する。

令和７年10月３日

島根県知事　丸　山　達　也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社Ｎｉｊｉ	訪問看護 介護予防訪問看護	むすび訪問看護ステーション大田	大田市五十猛町2822－６	令和７年10月１日

島根県告示第547号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により、松江市土地改良区の定款変更を令和７年９月22日付けで認可したので、同条第３項の規定により告示する。

令和７年10月３日

島根県知事　丸　山　達　也

島根県告示第548号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の２第１項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第６項において準用する同条第１項の規定により告示する。

令和７年10月３日

島根県知事　丸　山　達　也

１　保安林の所在場所

飯石郡飯南町頓原141－１、2635－２、2638－３、2639－１、2641－１、2647－１

２　指定の目的

水源の涵養

３　指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　次の森林については、主伐は、択伐による。

頓原2635－２・2638－３・2639－１・2641－１・2647－１（以上５筆について次の図に示す部分に限る。）

イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第549号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第５条第１項の規定による届出があったので、同条第３項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から４月以内に、次の４に定めるところにより意見を述べることができる。

令和７年10月３日

島根県知事　丸　山　達　也

１　届出の概要

⑴　大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグストア　ウェルネス乃白南店　島根県松江市２街区２－１外

⑵　大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

三菱ＨＣキャピタルエステートプラス株式会社　代表取締役　野々口　剛　東京都千代田区丸の内１－６－５

⑶　大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ツルハグループ　ドラッグ＆ファーマシー西日本　代表取締役社長　村上　正一　広島県広島市西区井口明神１－１－10

⑷　大規模小売店舗の新設をする日

令和８年５月23日

⑸　大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,057平方メートル

⑹　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア　駐車場の位置及び収容台数

店舗敷地内北側　91台

イ　駐輪場の位置及び収容台数

店舗敷地内東側　12台

店舗敷地内西側　20台

ウ　荷さばき施設の位置及び面積

店舗建物南側　32平方メートル

エ　廃棄物等の保管施設の位置及び容量

店舗建物内南西側　6.0立方メートル

⑺　大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（開店時刻）　午前８時

（閉店時刻）　午後10時

イ　来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前７時30分から午後10時30分まで

ウ　駐車場の自動車の出入口の数及び位置

店舗敷地東側　２か所

店舗敷地北側　２か所

店舗敷地西側　１か所

エ　荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前６時から午後９時まで

２　届出年月日

令和７年９月22日

３　届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課（島根県松江市末次町86番地）

４　意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

⑴　意見書の提出先

松江市殿町１番地　島根県商工労働部中小企業課

⑵　意見書に記載すべき事項

ア　氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ　アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ　意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ　意見の内容

オ　意見を述べる理由

⑶　その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第550号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定による届出があったので、同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から４月以内に、次の４に定めるところにより意見を述べることができる。

令和７年10月３日

島根県知事　丸　山　達　也

１　届出の概要

⑴　大規模小売店舗の名称及び所在地

ひまり大庭店・バースデイ大庭店・セリア大庭ショッピングタウン店・ドラッグストアウェルネス大庭店

島根県松江市大庭町1803－１

⑵　大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ヤマダヤ　代表取締役　新宮　貴司　島根県隠岐郡隠岐の島町平431番地１

株式会社しまむら　代表取締役　髙橋　維一郎　埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目602番１号

ＪＡ三井リース建物株式会社　代表取締役　工藤　真樹　東京都中央区銀座八丁目13番１号

芙蓉総合リース株式会社　代表取締役　織田　寛明　東京都千代田区麹町五丁目１番地１

⑶　変更した事項

ア　大規模小売店舗（バースデイ大庭店）を設置する者の代表者の氏名

（変更前）株式会社しまむら　代表取締役　鈴木　誠

（変更後）株式会社しまむら　代表取締役　髙橋　維一郎

イ　大規模小売店舗（バースデイ大庭店）において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前）株式会社しまむら　代表取締役　鈴木　誠

（変更後）株式会社しまむら　代表取締役　髙橋　維一郎

⑷　変更の年月日

令和７年２月21日

２　届出年月日

令和７年９月24日

３　届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課（島根県松江市末次町86番地）

４　意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

⑴　意見書の提出先

松江市殿町１番地　島根県商工労働部中小企業課

⑵　意見書に記載すべき事項

ア　氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ　アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ　意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ　意見の内容

オ　意見を述べる理由

⑶　その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

公　　告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、公共測量の実施について出雲市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第３項の規定により公告する。

令和７年10月３日

島根県知事　丸　山　達　也

１　作業種類

公共測量（基準点測量）

２　作業期間

令和７年10月１日から同年12月23日まで

３　作業地域

出雲市大津町地内から枝大津町地内まで

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、公共測量の実施について益田市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第３項の規定により公告する。

令和７年10月３日

島根県知事　丸　山　達　也

１　作業種類

公共測量（基準点測量及び水準測量）

２　作業期間

令和７年９月25日から令和８年１月５日まで

３　作業地域

益田市梅月町地内から横田町地内まで

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第３項の規定により公告する。

令和７年10月３日

島根県知事　丸　山　達　也

1　作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

2　作業期間

令和７年９月29日から同年12月19日まで

3　作業地域

益田市全域

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第３項の規定により公告する。

令和７年10月３日

島根県知事　丸　山　達　也

1　作業種類

公共測量（基準点測量）

2　作業期間

令和７年９月12日から令和８年３月25日まで

3　作業地域

安来市田頼町地内

特　定　調　達　公　告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６第１項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第６条の規定により公告する。

令和７年10月３日

島根県知事　丸　山　達　也

1　入札に付する事項

⑴　件名及び数量

ア　除雪トラック（７ｔ級）　１台　松江県土整備事務所広瀬土木事務所

イ　除雪グレーダ（3.1m）　１台　雲南県土整備事務所

ウ　除雪ドーザ（サイドスライドアングリングプラウ　11ｔ級）　１台　雲南県土整備事務所

エ　除雪ドーザ（アングリングプラウ　８ｔ級）　１台　出雲県土整備事務所

オ　除雪トラック（路面補正装置付　７ｔ級）　１台　県央県土整備事務所

カ　除雪ドーザ（アングリングプラウ　11ｔ級　両サイドシャッター）　１台　県央県土整備事務所大田事業所

キ　ロータリ除雪車（2.2m級）　１台　益田県土整備事務所

ク　除雪ドーザ（サイドスライドアングリングプラウ　８ｔ級）　１台　隠岐支庁県土整備局島前事業部

アからクまでについては、それぞれの入札とする。

⑵　入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

⑶　納入期限

令和９年３月19日（金）

⑷　納入場所

それぞれの配車先の県土整備事務所長又は事業所長が指定する場所

２　入札方法

⑴　この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができる。

⑵　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

３　入札に参加する者に必要な資格

⑴　地方自治法施行令第167条の４第１項各号のいずれかに該当する者でないこと。

⑵　地方自治法施行令第167条の４第２項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて一般競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

⑶　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

⑷　物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第４号）第４条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「５車両船舶類」小分類「⑴車両類」に登録されている者であること。

⑸　島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

⑹　島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

４　契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690－0887　島根県松江市殿町８番地

島根県土木部道路維持課

電話　0852－22－6567　ＦＡＸ　0852－22－6837

電子メール　douroiji@pref.shimane.lg.jp

５　入札説明書の交付

本公告の日から令和７年10月20日（月）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難い場合は次により交付する。

⑴　交付期間

本公告の日から令和７年10月20日（月）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第９号）第１条第１項に規定する休日を除く日の午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）とする。ただし、同月20日（月）においては、午後３時までとする。）

⑵　交付場所

４の場所

6　入札参加希望者に要求される事項

⑴　この入札に参加を希望する者は、令和７年10月20日（月）午後３時までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

⑵　提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

⑶　期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7　入札期間、開札日時等

⑴　電子調達システムによる入札の期間

令和７年10月23日（木）午前10時から同月24日（金）午後３時まで

⑵　書面による入札の日時、場所等

ア　日時

令和７年10月24日（金）午後３時まで

イ　場所

４の場所

ウ　郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和７年10月24日（金）午前11時までに到着していること。

⑶　開札の日時及び場所

ア　日時

令和７年10月27日（月）午前10時

イ　場所

４の場所

8　その他

⑴　契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の５以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の２各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

⑶　契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の２各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

⑷　入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

⑸　入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

⑹　落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

⑺　契約書作成の要否

要する。

⑻　不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県土木部道路維持課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

⑼　その他

詳細は、入札説明書による。

9　Summary

⑴　Nature and quantity of the products to be purchased：

a　Snow removing truck　7 ton class：1

b　Motor grader with snowplow 3.1m class：1

c　Tractor with snowplow 11ton class：1

d　Tractor with snowplow　8 ton class：1

e　Snow removing truck　7 ton class：1

f　Tractor with snowplow 11ton class：1

g　Rotary snowplow in the 2.2m class：1

h　Tractor with snowplow　8 ton class：1

⑵　Period for tender by electronic bidding：From 10：00 a.m. October 23, 2025 to 3：00 p.m. October 24,2025

⑶　Time limit for tender by bringing：３：00 p.m. October 24, 2025

⑷　Date and time for opening of bids：10：00 a.m. October 27, 2025

(Bids by post must be received by 10：00 a.m. on October 24, 2025)

⑸　Contact point for the notice：Road Maintenance Division, Shimane Prefectural Government, 8 Tono－machi, Matsue－shi, Shimane－ken, 690－0887 Japan

TEL：0852－22－6567

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第９号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成７年島根県規則第83号）第９条の規定により公告する。

令和７年10月３日

島根県病院事業管理者　山　口　修　平

1　医薬品名、規格・包装及び予定数量

⑴　キイトルーダ点滴静注100mg、100mg４ml１瓶、954瓶

⑵　オプジーボ点滴静注240mg、240mg24ml１瓶、426瓶

⑶　イミフィンジ点滴静注500mg、500mg10ml１瓶、420瓶

⑷　アジンマ静注用1500、1500国際単位１瓶、86瓶

⑸　ユルトミリスＨＩ点滴静注1100mg／11ml、1100mg11ml１瓶、36瓶

⑹　ダラキューロ配合皮下注、15ml１瓶、144瓶

⑺　サイラムザ点滴静注液500mg、500mg50ml１瓶、157瓶

⑻　アムヴトラ皮下注25mgシリンジ、0.5ml１シリンジ、７箱

⑼　テセントリク点滴静注1200mg、1200mg20ml１瓶、91瓶

⑽　ポライビー点滴静注用30mg、30mg１瓶、183瓶

⑾　ベクティビックス点滴静注400mg、400mg１瓶、143瓶

⑿　オルツビーオ静注用4000、4000国際単位１瓶、48瓶

⒀　サイラムザ点滴静注液100mg、100mg10ml１瓶、504瓶

２　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院事務局経営部業務課　島根県出雲市姫原四丁目１番地１

３　落札者を決定した日

令和７年９月16日

４　落札者の氏名、住所及び落札金額

⑴　１の⑴の医薬品

㈱エバルス営業本部出雲支店　支店長　兵庫　史朗　島根県出雲市塩冶町1563番１　190,410円／瓶

⑵　１の⑵の医薬品

㈱エバルス営業本部出雲支店　支店長　兵庫　史朗　島根県出雲市塩冶町1563番１　275,190円／瓶

⑶　１の⑶の医薬品

ティーエスアルフレッサ㈱出雲支店　支店長　橋本　信介　島根県出雲市浜町218番地１　245,616円／瓶

⑷　１の⑷の医薬品

㈱エバルス営業本部出雲支店　支店長　兵庫　史朗　島根県出雲市塩冶町1563番１　1,060,768円／瓶

⑸　１の⑸の医薬品

㈱セイエル出雲営業所　所長　石倉　正行　島根県出雲市塩冶神前一丁目８番６号　2,176,015円／瓶

⑹　１の⑹の医薬品

㈱セイエル出雲営業所　所長　石倉　正行　島根県出雲市塩冶神前一丁目８番６号　396,542円／瓶

⑺　１の⑺の医薬品

㈱エバルス営業本部出雲支店　支店長　兵庫　史朗　島根県出雲市塩冶町1563番１　313,585円／瓶

⑻　１の⑻の医薬品

㈱サンキ出雲支店　支店長　山本　健　島根県出雲市浜町96番地１　6,958,751円／箱

⑼　１の⑼の医薬品

㈱エバルス営業本部出雲支店　支店長　兵庫　史朗　島根県出雲市塩冶町1563番１　502,398円／瓶

⑽　１の⑽の医薬品

ティーエスアルフレッサ㈱出雲支店　支店長　橋本　信介　島根県出雲市浜町218番地１　226,292円／瓶

⑾　１の⑾の医薬品

㈱エバルス営業本部出雲支店　支店長　兵庫　史朗　島根県出雲市塩冶町1563番１　273,884円／瓶

⑿　１の⑿の医薬品

ティーエスアルフレッサ㈱出雲支店　支店長　橋本　信介　島根県出雲市浜町218番地１　706,197円／瓶

⒀　１の⒀の医薬品

㈱エバルス営業本部出雲支店　支店長　兵庫　史朗　島根県出雲市塩冶町1563番１　66,390円／瓶

５　契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

６　特例公告を行った日

令和７年８月１日

選　挙　管　理　委　員　会　告　示

島根県選挙管理委員会告示第53号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第１項第３号に規定する施設を変更した旨、浜田市選挙管理委員会から報告があったので、同条第４項の規定により告示する。

令和７年10月３日

島根県選挙管理委員会委員長　大　野　敏　之

施設の名称	変更事項	変　更　内　容	
		変更前	変更後
雲城まちづくりセンター	施設の名称	みどりかいかん（雲城まちづくりセンター）	雲城まちづくりセンター
	施設の所在地	浜田市金城町下来原171番地	浜田市金城町下来原1541番地20
美又会館（美又まちづくりセンター）	施設の名称	みまた会館（美又まちづくりセンター）	美又会館（美又まちづくりセンター）